大野市地域密着型サービス指定事業者選定委員会設置要綱

(平成20年4月30日訓令第13号)

改正 平成 2 2 年 3 月 1 8 日訓令第 3 号平成 2 4 年 3 月 2 7 日訓令第 6 号平成 2 5 年 3 月 2 6 日訓令第 8 号平成 2 6 年 3 月 2 5 日訓令第 9 号平成 3 0 年 7 月 2 6 日訓令第 1 0 号平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日訓令第 1 2 号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の 2第1項に規定する地域密着型サービス事業者及び法第115条の12第1項に 規定する地域密着型介護予防サービス事業者(以下「事業者」という。)の指定 に関し、公募に係る事業者選定を適正かつ公正に行うため、大野市地域密着型サ ービス指定事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 選定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 良質のサービスを提供し、効率的で安定した事業運営を実施できる法人を選定すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、法人の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 大野市介護保険運営協議会の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 民生環境部長
 - (5) 民生環境部健康長寿課長

(委員長)

- 第4条 選定委員会の委員長は、民生環境部長をもって充てる。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議事を総理する。
- 2 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、民生環境部健康長寿課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。